

独立行政法人経済産業研究所役員退職手当規程

〔平成13年11月1日
規程第23号〕

改正	平成14年	4月	1日	平成14・3・27	独経研第7号
改正	平成15年	6月	15日	平成15・6・4	独経研第4号
改正	平成16年	1月	1日	平成15・12・25	独経研第1号
改正	平成17年	9月	30日	平成17・9・28	独経研第7号
改正	平成23年	3月	29日	平成23・3・25	独経研第7号
改正	平成25年	3月	28日	平成25・3・12	独経研第3号
改正	平成27年	12月	10日	平成27・12・7	独経研第1号
改正	平成30年	2月	22日	平成30・2・19	独経研第6号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときにはその役員に支給し、死亡したときにはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号以下「通則法」という。）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号に該当し解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日におけるその役員の本俸月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、経済産業大臣が独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第5条の2第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に10.4625を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の支給制限並びに返納等の取り扱い)

第4条 役員の退職後、その役員が在職中の職務に関し通則法第23条第2項

第二号の規定により解任されたであろう事実が判明した場合、退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 前項による退職手当の支給制限並びに返納等の取り扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「公務」とあるのは「研究所の業務」と、第12条第1項及び第13条第1項、同条第2項、同条第3項、第14条第1項、同条第2項、第15条第1項、同条第2項、第16条第1項、第17条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項中「当該退職に係る退職手当管理機関」とあるのは「研究所」と、第13条第2項及び第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項中「当該退職手当管理機関」とあるのは「研究所」と、これらを除き「退職手当管理機関」とあるのは「研究所」と読み替えるものとする。

（在職期間の計算）

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 第3条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計在職月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまでは順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職期間から同様に1月を減ずるものとする。

（退職手当に係わる特例）

第5条の2 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書の適用に係る本棒月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家

公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における本俸月額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が定める額とする。

（再任等の場合の取扱い）

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続いて在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支払い）

第7条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他の特別の事情のある場合を除き、第3条の規定に基づき経済産業大臣が業績勘案率を決定次第、遅滞なく支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員の在職した最終年度の前の年度までの期間について第3条の規定を準用して算出する退職手当の額（以下「暫定退職手当額」という。）を、最終年度の前の年度に係る経済産業大臣の評価の結果の通知を受けた日又は支給事由の発生した日のうちいずれか遅い日以降に支払うことができるものとする。なお、前項の規定により支払う退職手当の額は、退職手当の額から暫定退職手当額を控除した額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、退手法第2条の2の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規程の定めるところにより退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

（実施細則）

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項について

は、別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14・03・27 独経研第7号）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職の役員として基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規程にかかわらず、当該退職の日における本俸月額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の本文の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則（平成15・6・4 独経研第4号）

この規程は、平成15年6月15日から施行する。

附 則（平成15・12・25 独経研第1号）

- 1 この規程は、平成16年2月10日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員のうち、就任日が平成14年3月31日以前の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該退職日における本俸月額の100分の36に平成13年4月1日から平成14年3月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額と当該退職日における本俸月額の100分の28に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額の合計額（改正前の第3条第2項の規定については、なおその効力を有する。）及び当該退職日における本俸月額の100分の12.5に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 基準日の前日に現に在職する役員のうち、就任日が平成14年4月1日以降の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役

員の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該退職日における本俸月額 100 分の 28 に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額(改正前の第3条第2項の規定については、なおその効力を有する。)及び当該退職日における本俸月額 100 分の 12.5 に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

附 則 (平成17・9・28独経研第7号)

- 1 この規程は、平成17年9月30日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員のうち、就任日が平成14年3月31日以前の役員が、平成16年1月1日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、当該退職日における本俸月額 100 分の 36 に平成13年4月1日から平成14年3月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額、当該退職日における本俸月額 100 分の 28 に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額、及び、当該退職日における本俸月額 100 分の 12.5 に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に別添の「基本的考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 基準日の前日に現に在職する役員のうち、就任日が平成14年4月1日以降の役員が、平成16年1月1日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、当該退職日における本俸月額 100 分の 28 に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額と当該退職日における本俸月額 100 分の 12.5 に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に別添の「基本的考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

附 則 (平成23・3・25独経研第7号)

この規程は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 (平成25・3・12独経研第3号)

- 1 この規程は、平成25年3月31日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条の規定の適用については、同条中「 100 分の 87 」とあるのは、平成25年3月31日から同年9月30日までの間においては「 100 分の 98 」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「 100 分の 92 」とする。

附 則 (平成27・12・7独経研第10号)

この規程は、平成27年12月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 （平成30・2・19独経研第6号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。